

市 稅 代 表 相 続 人 指 定 届

市民税・県民税
固定資産税・都市計画税
軽自動車税

令和 年 月 日

津山市長 殿

被相続人 (義務者番号)に係る市税の賦課徴収及び還付に関する
納稅義務を承継し、その書類を受領する代表相続人を次のとおり届け出ます。

上記に係る該当する税目

全税		固定資産税 都市計画税		市県民税		軽自動車税	
----	--	----------------	--	------	--	-------	--

※ 選択がない場合は、すべての税目の対象とさせていただきます。

被相続人 (亡くなられた方)	死亡時の住所 または居所						
	フリガナ		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日		
	氏名					死亡年月日	令和 年 月 日

代表相続人 (文書の送付先)	住 所	〒 -					
	フリガナ		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日		
	氏名		印	電話番号	() -		
	被相続人 との続柄	□配偶者 □その他()	□子	□親	□兄弟姉妹		

代表相続人以外の相続人			
氏 名	住 所	生年月日	被相続人との続柄
		明 大 昭 平 年 月 日	□配偶者 □子 □親 □兄弟姉妹 □その他()
		明 大 昭 平 年 月 日	□配偶者 □子 □親 □兄弟姉妹 □その他()
		明 大 昭 平 年 月 日	□配偶者 □子 □親 □兄弟姉妹 □その他()
		明 大 昭 平 年 月 日	□配偶者 □子 □親 □兄弟姉妹 □その他()

※相続放棄をした場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等をご提出ください。

留 意 事 項	共 通	①	代表相続人は、被相続人名義の市税に係る納稅通知書等の文書を、相続人を代表して受領します。
		②	代表相続人を変更する場合、別様式「市税代表相続人変更届」を提出する必要があります。
		③	送付文書の不着返戻等の事情により、届出のあった代表相続人に送付することが不適当であると市が判断した場合、予告なく別の相続人を代表者に指定する場合があります。
	固 定 資 産 税	④	被相続人の死亡によって数次相続となる物件がある場合、その物件に係る固定資産税・都市計画税についても、本届出の代表相続人に対して告知等が行われます。
		⑤	対象物件について不動産登記名義人が変更された場合、翌年度以降の納稅義務者は新たな登記名義人となり、本届出と関係なく新たな登記名義人に対して告知等が行われます。
		⑥	本届出は、賦課期日(1月1日)の前後を問わず、被相続人名義の物件に係る固定資産税・都市計画税の告知文書等の送付相手方を指定するものであり、地方税法第9条の2に定める代表者としての意義及び同法第343条に定める現に所有する者のうちの代表者としての意義を併せ持つものです。

処理欄 (市記入欄) 〔 〕	被相続人					代表相続人					
	市県民税		軽自動車税		固定資産税		受付印				
	入力	確認	入力	確認	共有	入力	確認				
納稅課 〔 〕	納稅課		備考								
	確認				有	無	入力	確認			